

意見陳述を希望される方へのお願い

- 1 陳情等のうち、基本的人権を侵害する場合や特定の地域・個人・団体等に関することを願意とするものなどは、定例会の招集日3日前に開かれる議会運営委員会において、委員会に付託しないと決定することがあります。
なお、委員会付託しないこととなった陳情等は、意見陳述できません。
- 2 意見陳述の可否及び意見陳述を行う日時・場所等の詳細は、後日、事務局から御連絡します。
- 3 意見陳述は5分以内です。
- 4 意見陳述できるのは、1人です。なお、1人の同席ができます。
- 5 委員長の議事整理権により意見陳述を打ち切らせていただく場合があります。
- 6 委員が質疑をする場合があります。なお、陳述者は委員に質疑できません。
- 7 意見陳述時の資料配付は、認めていません。
- 8 委員会室内に陳述者の席を設けています。意見陳述が終われば、傍聴席側に席を移動し、当該請願等の審査は傍聴できます。
- 9 意見陳述は委員会記録として、公開されます。
- 10 当日は、係員の指示に従ってください。

高松市議会事務局